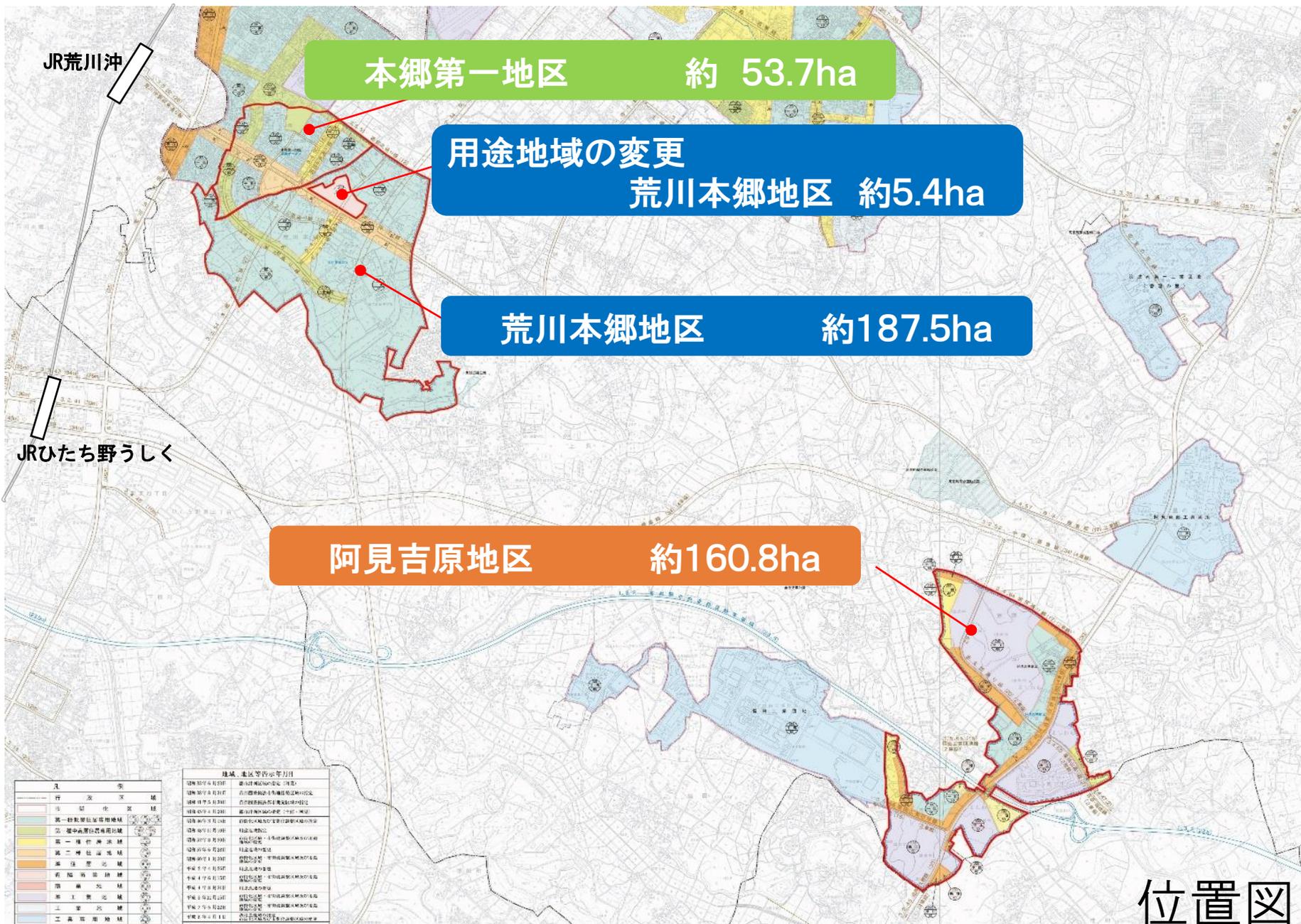


都市計画変更について

阿見町

令和3年6月10日 告示



土浦・阿見都市計画 用途地域の変更【荒川本郷地区】

第1種低層住居専用地域

建ぺい率 40%
容積率 80%



近隣商業地域

建ぺい率 60%
容積率 200%

第2種住居地域

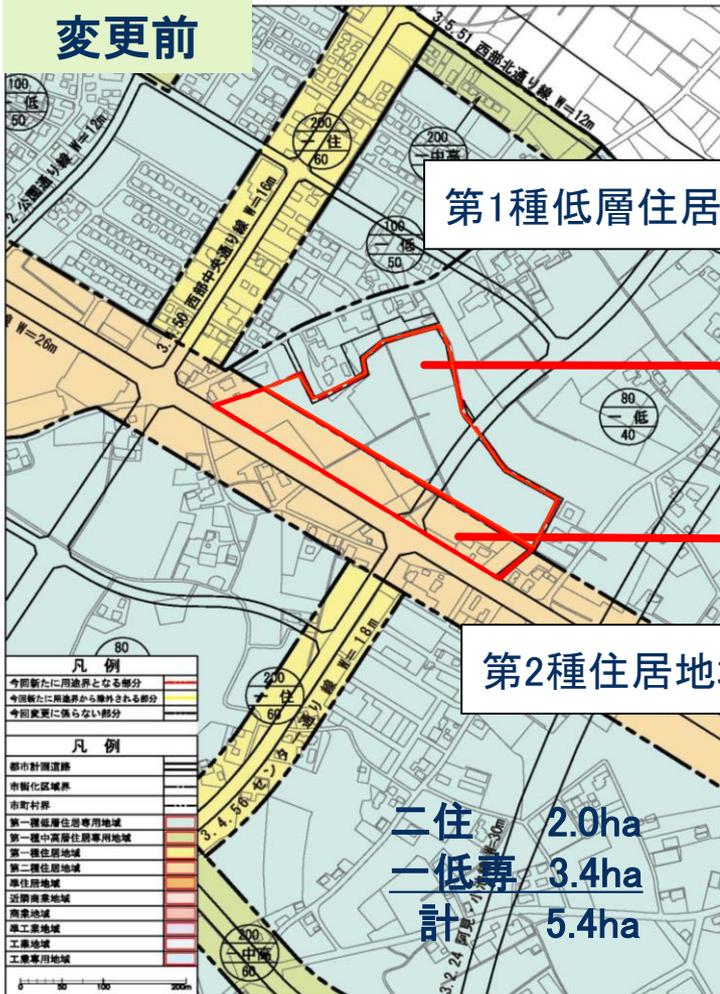
建ぺい率 60%
容積率 200%



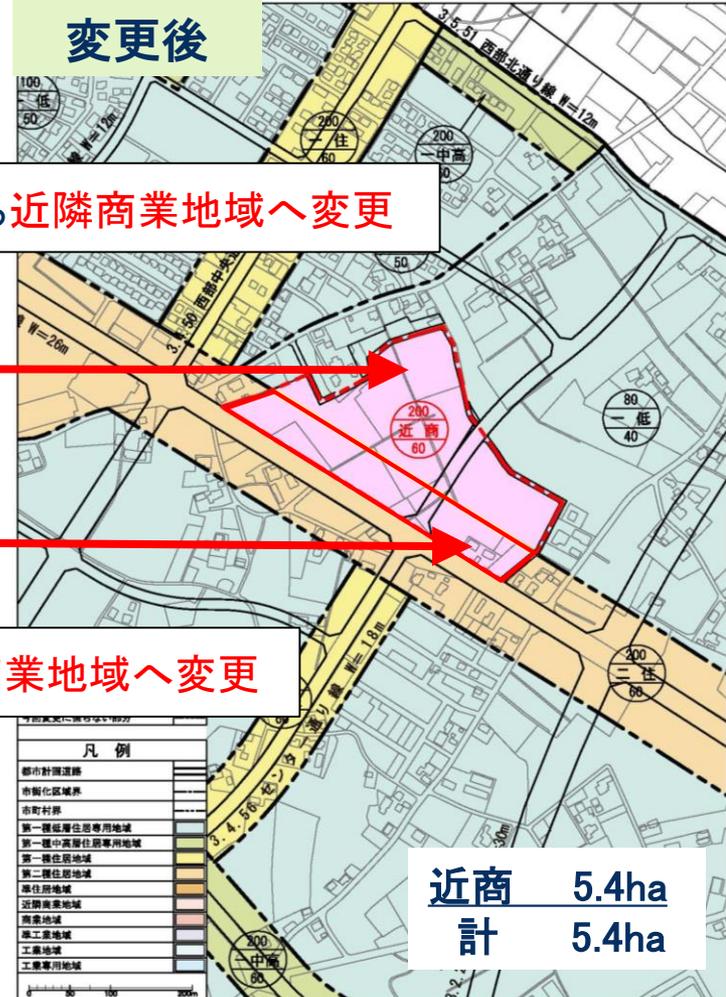
近隣商業地域

建ぺい率 60%
容積率 200%

変更前

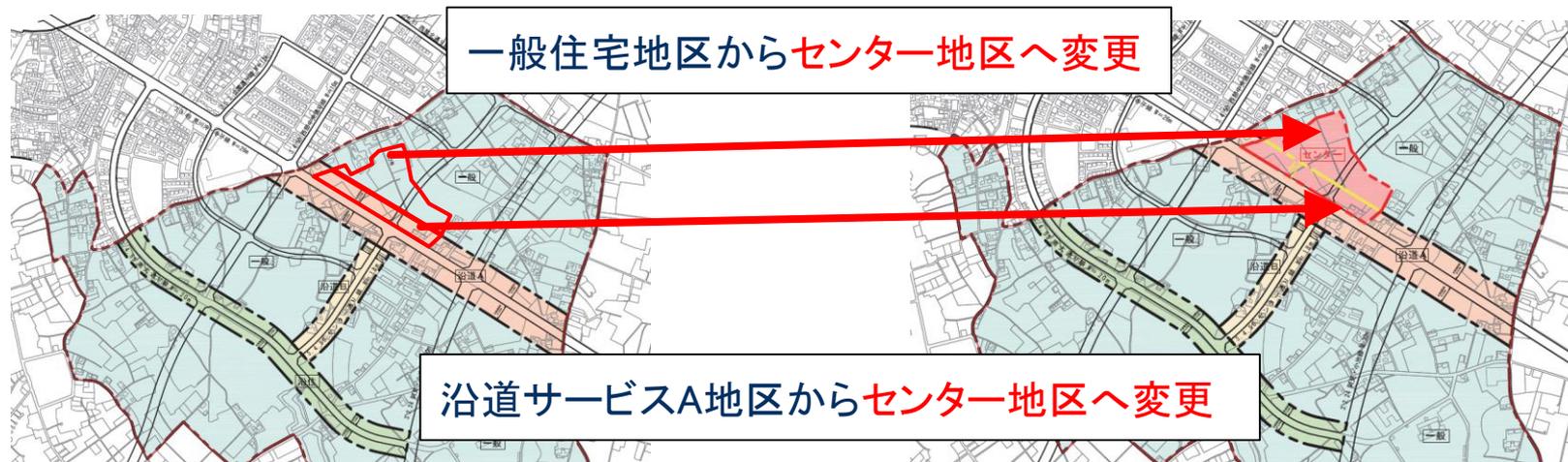


変更後



土浦・阿見都市計画 地区計画の変更【荒川本郷地区】

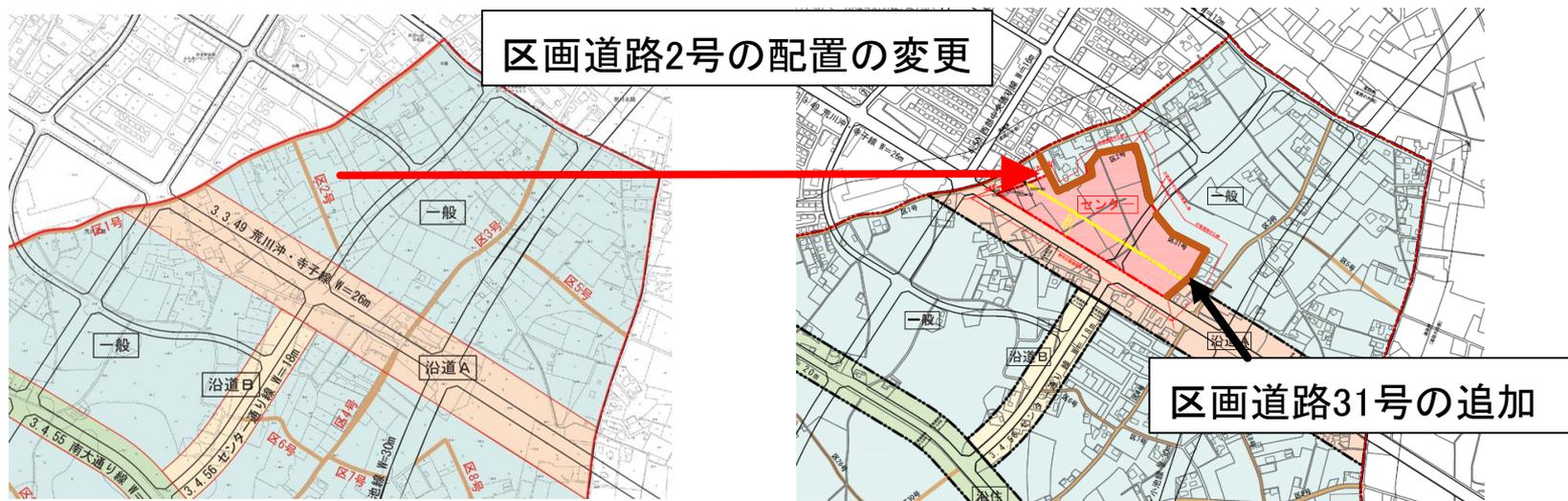
- ・現計画の土地利用の方針及び地区区分に「**センター地区**」を追加
- ・「**沿道サービスA**」、「**一般住宅地区**」の一部を「**センター地区**」に変更



沿道サービスA地区	➡	センター地区
【建築制限】 ・はちんこ屋等遊戯施設、風俗施設 ・自動車教習所 ・15㎡を超える畜舎		【建築制限】 ・戸建住宅 ・倉庫業を営む倉庫 ・はちんこ屋等遊戯施設、風俗施設 ・自動車教習所 ・畜舎(ペットショップ等を除く)※P5参照
一般住宅地区	➡	センター地区
【建築制限】 なし		同上

土浦・阿見都市計画 地区計画の変更【荒川本郷地区】

- ・地区施設の「区画道路2号」の配置を変更
- ・「区画道路31号」を追加



地区施設 道路		地区施設 道路
区画道路2号 幅員6.0m、延長約220m	➡	区画道路2号 幅員6.0～8.0m、延長約400m
—		区画道路31号 幅員6.0m、延長約250m

- ・荒川本郷地区、本郷第一地区、阿見吉原地区において、「畜舎」に対する制限を変更。

建てられない建築物(変更前)

- ・床面積の合計が15㎡を超える畜舎(荒川本郷地区、本郷第一地区)
- ・畜舎(阿見吉原地区)



建てられない建築物(変更後)

畜舎(動物病院、ペットショップなどで一定の期間のみ飼養するものを除く)

対象となる地区

荒川本郷地区	沿道サービス地区A・B センター地区
本郷第一地区	沿道サービス地区A・B センター地区
阿見吉原地区	一般住宅地区 沿道施設地区 I・II・III 一般施設地区 I・II 誘致施設地区 I・II・III・IV

* 一定の期間とは、
例)治療目的での入院期間
販売されるまでの期間
ペット預かりで宿泊する期間など
(繁殖、飼育を目的とするものは建てられない)

* 飼養:動物に食料を与えて養い育てること